

## みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、燃料電池自動車トラックを購入する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「燃料電池自動車トラック」とは、四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証に燃料電池自動車と記載されているものであり、かつ、当該用途が貨物又は特種（貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車に限る。）と記載されているものをいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、燃料電池自動車トラックを購入する事業者に対して当該購入に要する費用の一部を補助することにより、燃料電池自動車トラックの普及を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自ら事業の用に供する目的で新規登録により市内を使用の本拠とする燃料電池自動車トラックを購入した事業者 次のアからエまでのいずれにも該当するもの
  - ア 市内に事務所又は事業所を有すること。
  - イ 市税等を滞納していないこと。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - エ 愛知県が実施する先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「導入促進費補助金」という。）の交付を受けた者であること。
- (2) リースの用に供する目的で新規登録により市内を使用の本拠とする燃料電池自動車トラックを購入する自動車リース事業者 次のアからエまでのいずれにも該当するもの
  - ア 市内に事務所又は事業所を有する事業者を借受人とし、借受人を当該燃料電池自動車トラックの使用者として導入促進費補助金交付要綱の規定に基づく処分制限期間（以下「耐用年数」という。）以上のリース契約を締結していること。
  - イ 市税等を滞納していないこと。
  - ウ 暴力団員又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

エ 導入促進費補助金の交付を受けた者であること。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者による燃料電池自動車トラック導入事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、燃料電池自動車トラックの車両本体価格と当該トラックと同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該燃料電池自動車と同じである自動車）の価格との差額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、車両本体の価格は値引き後の価格とし、附属品、保険料、登録料その他諸費用を含まないものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

(1) 補助対象経費から国、愛知県その他団体により交付を受けた当該補助経費を対象とした補助金を控除した額

(2) 552万3,000円

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書兼実績報告書)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、導入促進費補助金の額の確定通知書の通知日から起算して180日以内に、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 導入促進費補助金の交付申請時において提出した書類一式の写し

(2) 導入促進費補助金の実績報告において提出した書類一式の写し

(3) 導入促進費補助金の額の確定通知書の写し

(4) 国及びその他団体の補助金の額の確定通知書の写し

(5) 市税に未納の額（納期末到来額を除く。）がないことを証明する完納証明書。ただし、納めるべき市税が無い場合は不要とする。

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、直ちにみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 交付決定者が補助金の交付決定を受けた後に補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請取下げ申出書（様式第5号）により市長に申し出るものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金返還請求書（様式第6号）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部（耐用年数から使用年数（使用年数に年未満の期間があるときは、その期間を切り捨てるものとする。）を減じた年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）の返還を請求するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けた燃料電池自動車トラック（以下「補助対象自動車」という。）を適正に使用し、耐用年数の期間内は、補助金の交付目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象自動車を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により補助対象自動車を買換え、又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

2 補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(市による調査)

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、補助対象自動車の使用に関する調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

みよし市長様

申請者所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

## みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請書兼実績報告書

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

## 1 車両情報

| 車両名称 | 車両登録日 | 使用の本拠の位置 |
|------|-------|----------|
|      | 年 月 日 | みよし市     |

## 2 愛知県が実施する「先進環境対応自動車導入促進費補助金」の額の確定通知書の通知日

| 額の確定通知日 | 年 月 日 |
|---------|-------|
|---------|-------|

## 3 補助金交付申請の内容

## (1) 補助対象経費

| 補助対象経費 | 円/台・・・① |
|--------|---------|
|--------|---------|

※車両本体の価格と通常車両の価格との差額（消費税及び地方消費税を含まない。）

※愛知県が実施する「先進環境対応自動車導入促進費補助金」における補助対象経費（1台当たり）と同額

## (2) 補助金交付申請額の内容

ア 補助対象経費に補助率を乗じて得た額

| $\text{①} \times 1/6$ （1,000円未満切り捨て） | 円/台・・・① |
|--------------------------------------|---------|
|--------------------------------------|---------|

イ 補助対象経費から国、愛知県その他団体により交付を受けた補助金を控除した額

| 国の補助金     | 円/台 ① | $\text{①} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$<br>円/台・・・② |
|-----------|-------|----------------------------------------------------------|
| 愛知県の補助金   | 円/台 ② |                                                          |
| その他団体の補助金 | 円/台 ③ |                                                          |

ウ 補助金交付申請額

| ①、②又は5,523,000円のいずれか低い額 | 円/台 | 合計<br>円 |
|-------------------------|-----|---------|
| 申請台数                    | 台   |         |

## 4 リース先の事業者 ※自動車リース事業者が交付申請を行う場合のみ記入

| 借受人の名称  |  |
|---------|--|
| 借受人の所在地 |  |

## 5 添付書類チェックリスト

| 添付書類                                                | ※該当項目に☑                  |
|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| 愛知県が実施する「先進環境対応自動車導入促進費補助金」の交付申請時において提出した書類一式の写し    | <input type="checkbox"/> |
| 愛知県が実施する「先進環境対応自動車導入促進費補助金」の実績報告時において提出した書類一式の写し    | <input type="checkbox"/> |
| 愛知県が実施する「先進環境対応自動車導入促進費補助金」の額の確定通知書の写し              | <input type="checkbox"/> |
| 国及びその他団体の補助金の額の確定通知書の写し                             | <input type="checkbox"/> |
| 市税に未納の額（納期未到来額を除く。）がないことを証明する完納証明書（納めるべき市税が無い場合は不要） | <input type="checkbox"/> |

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金については、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金交付の条件

様式第 3 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金については、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第 4 号(第 1 0 条関係)

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

所 在 地  
名 称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円

|               |       |                                     |  |
|---------------|-------|-------------------------------------|--|
| 補助金交付決定通知書の番号 |       | 第 号                                 |  |
| 振<br>込<br>先   | 銀行名   | 銀行・農協<br>信用金庫・金庫<br>本店<br>支店<br>出張所 |  |
|               | 口座番号  | 普通<br>当座<br>NO.                     |  |
|               | 口座名義人 | フリガナ                                |  |

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。

※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所 在 地  
名 称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金については、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 取下げ理由 \_\_\_\_\_

様式第 6 号(第 1 2 条関係)

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をし、交付したみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金については、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 取消し理由

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所 在 地  
名 称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金について、みよし市燃料電池自動車トラック導入促進費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助対象自動車の処分の承認を申請します。

記

- 1 処分の方法 \_\_\_\_\_
- 2 処分の時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 処分の理由 \_\_\_\_\_